

締め固め用機械を起因物とする墜落・転落の死亡災害発生事例（1999-2020年）

発生年	発生月	発生時間	死傷災害発生事例	小業種コード	労働者規模
1999	1	10 ～ 11	溜池の管理道路の締め固め作業をタイヤローラーに乗って行なっていて、ローラーと共に斜面より約10m程下の池底に転落した。	30199	10 ～ 29
1999	2	13 ～ 14	高速道路工事の残土埋め立て場でハンドガイドローラを使用して整地作業を行っていて法面から転落したところへ、ローラが落下してきてその下敷きになった。	30199	30 ～ 49
1999	3	8 ～ 9	工事現場において、ローラー車が池に転落し運転者が水死した。	30106	0
1999	2	8 ～ 9	池整備工事で、前日に降雨に備えて小段上に退避してあったタイヤローラーを池底部に移動しているとき、仮設スロープ路肩から約5.2メートル下に横方向に1回転して転落し、そのときに地面と車両との間にはさまれた。	30199	300 ～ 499
1999	8	14 ～ 15	配水管布設替工事において、幅員が狭い道路でコンバインドローラーを移動していたときに、路肩から転落し、その下敷きになった。	30106	1～ 9
1999	9	8 ～ 9	工事現場に向うためローラーを運転して林道(巾・約4m)を走行中、谷側(右側)に寄りすぎたため路肩から外れて、斜面(勾配・約50度、約8.4m)をローラーと共に転落し下敷となった。	30106	30 ～ 49
1999	10	15	河川改修工事の築堤作業において、タイヤローラーで堤防の上の盛土を締め固めているときに、盛土を運搬してきたダンプトラックがきたので通そうとして	30106	30 ～

		16	路肩に寄り過ぎ2. 3m下の田に転落し、その下敷きになった。		49
2000	3	14 ～ 15	河川修繕工事現場の進入路(幅約3m)の砂利舗装作業を振動式ローラー(4. 0t)で実施中に、約1. 6m下の川に転落し、ローラーの下敷きになった。	30106	10 ～ 29
2000	9	10 ～ 11	農業用ため池建設工事で、最上段(3段目)の堤防をローラーで整地作業中に誤って斜度28度5. 6m下の2段目にローラーとともに転落し、その下敷きとなった。	30199	10 ～ 29
2000	7	11 ～ 12	市道の改良工事現場において、道路中央に停車してあった振動ローラーが作業の邪魔になるので振動ローラーを路肩に移動させたときに路肩から約3. 75m下の田畑に振動ローラーとともに転落した。	30106	1～ 9
2000	3	8 ～ 9	農道舗装工事において、車両系建設機械(ローラー)で路面の転圧作業をしていてローラーとともに約2. 7m下の河原に転落し、ローラーの下敷きになった。	30106	10 ～ 29
2000	1	16 ～ 17	農道工事において、振動ローラー(機体総質量3. 6t)で締め固め作業中に、高さ65cmの法面から振動ローラーごと転落し、運転席から飛び降りたがその上に振動ローラーが滑り落ち振動ローラーと地面に挟まれた。	30106	30 ～ 49
2001	4	15 ～ 16	鉄塔新設工事に関連する既設道路の拡幅する工事において、振動ローラーで砕石敷設作業を行っていてローラーごと谷側に約10m転落した。	30301	30 ～ 49
2001	6	14 ～ 15	橋梁工事用進入路の建設作業において、盛土部分をコンバインドローラー(機体質量3. 3t)で路肩部分を後退しながら転圧作業中に、路肩から約1. 5m下の側溝に機体とともに転落した。	30199	10 ～ 29
2001	9	14 ～ 15	村道拡張工事において、幅6mの工事中の道路の整地作業中に締固め用ローラー車が路肩から谷へ約70m転落し、雑木林に投出されて全身を強打した。	30106	1～ 9
2002	2	10	道路整備工事現場において、整地作業に使用するロードローラーを取りに行き戻ってくる途中、誤って道路整備脇の水路に重機ごと転落してロードローラー	30106	1～ 9

		11	の下敷きになり、水路に深さ30cmほどの水があったため溺死した。		
2002	8	14 ～ 15	12tセルフローダーに載せられていたコンバインドローラーを事業所の敷地に駐車させるため運転して移動していたところ、敷地に隣接する水路に約2.5mの高さからローラーとともに転落し下敷きになった。	40301	10 ～ 29
2002	9	7 ～ 8	前日から現場に堆積していたコンクリート構造物の残がいをダンプで片付ける作業で、残がい付近に停車してあったタイヤローラーが邪魔になるため移動させたときに、路肩から約4m下の沢に重機とともに転落した。	30106	50 ～ 99
2002	12	13 ～ 14	道路改良工事において、一人でローラーによる転圧作業を行っていて路肩より約2m下の水路に転落し、ローラーから投げ出されて深さ約20cmの水中でローラーの下敷きになった。	30106	10 ～ 29
2003	7	11 ～ 12	河川堤防上の道路補修工事において、砂利を敷き詰めて締固め用機械（機体質量3.7t）を使用して整地を行っていたときに法面（のりめん）から転落した。	30107	1～ 9
2003	7	8 ～ 9	橋梁建設に伴う周辺道路等の整備工事において、作業場所に置いてあった搭乗式振動ローラー（質量約3.5t）が作業の妨げになるため移動させていたときに、建設中の橋梁取付道路の路肩からローラーごと約4m下の地面に転落し、ローラーの下敷きになった。	30199	1～ 9
2003	8	14 ～ 15	道路建設工事において、道路上に停車させていた締固め用機械を運転して工事の邪魔にならない個所へ移動させていたときに、道路路肩（ガードレール無）から締固め用機械ごと谷に転落し、運転席から投げ出されて約8m下方の山林に激突した。	30106	10 ～ 29
2003	10	15 ～ 16	舗装作業に使用したタイヤローラー（10t）を保管場所へ移動していたときに、タイヤローラーが蛇行し（蛇行運転し）路肩から転落した。	30106	10 ～ 29
2004	10	16 ～ 17	コンバインド型振動ローラを移送するため3tダンプトラックの荷台に道板をかけ、後進で積込中、前輪がすべって脱輪し、運転していた被災者が運転席から1.25m下の道板に墜落、さらに0.75m下の路上に落ちた。	30199	1～ 9

2005	8	13 ～ 14	道路を4トンローラーを用いて締固め中、路肩からローラーごと2m転落し、ローラーの下敷きになった。	30106	10 ～ 29
2005	12	9 ～ 10	駐車場のアスファルト舗装工事を行うに当たり、搭乗式振動ローラーを使用し締め固め作業を行っていたところ、駐車場端から3.5m下の道路にローラーとともに転落した。	30199	1～ 9
2005	1	13 ～ 14	道路面を振動ローラーで転圧中に、法面に振動ローラーがずり落ち、さらに高さ7.5mの補強土壁から落下した。	30106	1～ 9
2005	11	14 ～ 15	既設道路の舗装作業において、ローラーで路盤の転圧作業を行っていたところ、路肩部分からローラーとともに転落した。	30106	10 ～ 29
2005	1	14 ～ 15	農道新設工事現場において、路体盛土の転圧作業を行うため、タイヤローラーに搭乗し後発進で移動していたところ、路肩に寄りすぎていたため、タイヤローラーごと谷に転落し、タイヤローラーの下敷きとなった。	30199	30 ～ 49
2005	6	14 ～ 15	4トン締固めローラー車を運転して移動させようとした際、側溝（深さ2m、幅2m）に転落、ローラー車が横転して挟まれた。	30106	1～ 9
2006	2	16 ～ 17	被災者の担当する現場の作業が終了した後、被災者が締め固め用機械（140cm×316cm、機体重量4t）を運転し、工事現場の仮設道路を移動していたところ、通路脇の仮設水路にローラーごと転落し、ローラーの下敷きとなった。	30107	1～ 9
2006	2	17 ～ 18	市道（幅員4m）の舗装工事現場で締め固め用機械を運転し、道路に沿って転圧作業を行っていたところ、約90センチ下の水田に同機械と共に転落し下敷きとなった。	30106	10 ～ 29
2006	5	8 ～	道路舗装工事において、締め固め機械を移動させようと被災者が運転をし、勾配約17度、幅3メートルの坂道を下っていたところ、進行方向右側の急斜面	30106	10 ～

		9	(法面)を当該機械とともに約3メートル転落した。		29
2006	7	9 ～ 10	堤防補修工事において、被災者がローラー(機体重量3,2t)にて締め固めしている際、堤防の法面から転落した。	30199	1～ 9
2008	11	11 ～ 12	国道新設工事において、コンバインドローラーを運転して、幅員5mの盛土の転圧作業を行っていたところ、前輪ローラー部分が法面の肩からはみ出したため、誘導員の合図でバックした直後にローラーごと法面の肩から転落して約3m下のU字溝敷設箇所へ投げ出されてローラーの下敷になった。	30199	1～ 9
2008	12	16 ～ 17	車両系建設機械(タンデムローラー)を10t貨物自動車に積み込む作業を行っていたところ、橋の末端部より同機械と一緒に50m下の川に転落した。	30106	30 ～ 49
2008	10	14 ～ 15	舗装工事現場において、アスファルトを敷く前の地固め作業を行うために被災者が、2.7tの振動ローラーを運転していた。その際、路面上の路肩付近に設置されたマンホールが路面より5cm突出していたため、ローラーがこれに乗り上げて路肩側に傾くと同時に滑ったため、被災者はローラーに乗ったままの状態ですら約3mの道路下に転落して死亡した。	30106	30 ～ 49
2010	1	10 ～ 11	県道新設工事現場において、大型ダンプトラックから降ろされた土砂の転圧作業を行うため、タイヤローラーを運転し転圧を行っていたところ、2度目の後退時にタイヤローラーを法肩に寄せすぎたため、タイヤローラーのバランスが崩れ、タイヤローラーとともに、法肩から転落した。また、被災者はタイヤローラー運転に関する特別教育を受けていなかった。	30106	1～ 9
2010	3	13 ～ 14	道路舗装工事現場において、被災者は舗装が終了した路肩部の土を締め固めするため、ローラー(ハンドガイド式)を操作していたところ、ローラーが進路から外れて、高さ約1.5mの水田に転落し、その下敷きとなった。	30106	10 ～ 29
2010	10	14 ～ 15	堤防道路から河川敷に降りる道路の一部(約26平方m)の舗装工事において、アスファルトを機体重量3.6tのローラーで締め固めている際、路肩に寄りすぎたため、運転手がローラーと共に約3m転落し、運転手がローラーの下敷きになったもの。	30106	1～ 9

2010	12	9 ~ 10	林道維持修繕工事において、被災者と同僚2名で現場に到着し、当日作業を行う現場まで締固め用機械（ローラー）を移動する準備として、被災者が林道の路肩に止めていたローラーのエンジンを掛けその場に待機し、それを確認した同僚が当日の現場に先に向かった。数分後に災害発生現場に到着した作業員がローラーとともに路肩から転落している被災者を発見した。救急車を呼んだが、胸部を打ち死亡したものの。	30199	1~ 9
2012	12	13 ~ 14	被災者は、路床の締固めを機械で転圧作業中、誤って約5m下に落下した。	30106	10 ~ 29
2013	1	13 ~ 14	林道を整形、舗装する工事現場において、幅員約3.5メートルの道路をタイヤローラーで走行中、路肩からタイヤローラーごと約3メートル下の谷藪に転落した。	30106	10 ~ 29
2016	12	15 ~ 16	林道開設工事現場において、被災者が掘削した土砂を約300m離れた土捨て場までダンプで搬出していたが、施工箇所へ戻ってくるのが遅かったため、他の労働者が探していたところ、既設林道の路肩から法長約36m下に搭乗式振動ローラーが転落しており、その付近に被災者が倒れているのを発見された。	30106	10 ~ 29
2016	7	15 ~ 16	被災者は現場事務所から施工場所まで測量器具を徒歩で運んでいたところ、元請労働者が運転するタイヤローラーが通ったため、当該タイヤローラーの左側面の搭乗用ステップに乗った。約100m走行した地点に約5cmの段差があり、タイヤローラーが跳ねた。運転者は被災者の方を確認したが、見当たらなかったため後方を確認したところ、路上に被災者が仰向けで倒れていた。	30106	1~ 9
2016	4	16 ~ 17	次の日は天気荒れるという予報が出ていたので、雨じまいのため当日の作業を早く切り上げ現場作業員全員で片付けに入ったが、自分の方付けに目途がなかったので、一部未転圧の部分自分の担当ではないが良かれと思い路肩近くに止められていた振動ローラーで転圧作業をしようとしたところ、運転操作を誤り路肩からローラーもろとも勾配約30度の法面を8.4m下まで転落した。	30106	1~ 9
		16	河川局部改築工事において、悲鳴を聞いた同僚作業員が、仮設通路上の振動		10

2016	3	～	ローラー横に倒れている被災者を発見した。搬送先の病院で死亡が確認され	30107	～
		17	た。		29
2017	5	～	建設現場内に駐車されていたタイヤローラーが作業の支障となったことから、	30106	1～
		10	当該ローラーを運転して移動させていた。移動予定の位置に達したものの、当		9
		11	該ローラーが停止せず、そのまま工事現場内を98.2m走行し、法肩から約		
			30m下の法下へ、当該ローラーとともに、当該ローラーの運転席に搭乗して		
			いた被災者が転落した。		
2017	2	～	コンバインドローラー（2.5t）をトラックの荷台上に乗せるため、当該	40301	1～
		12	ローラーを運転し移動させたところ、荷台上の左側に寄りすぎ、はみ出したた		9
		13	め、バランスが保てず荷台左前方からローラーごと転落し、その下敷きとなっ		
			て死亡した。		
2018	3	～	農道の拡幅工事現場において、被災者が幅員2.5mに拡幅した道路を振動	30106	10
		16	ローラーにより転圧作業中、路肩が崩れ、振動ローラーとともに法面（こう配		～
		17	30～35度）を約8m転落し死亡したもの。		29
2019	3	～	道路補修工事（災害復旧工事）において、盛土した土砂を転圧する箇所で、被	30106	30
		14	災者がロードローラーを運転していたところ、路肩からロードローラーごと転		～
		15	落し、傾斜40°の法面を5.6m下ったところの擁壁上でロードローラーの		49
		16	下敷きになり、死亡した。		
2020	12	～	被災者は、土手上において舗装工の準備として不陸整正作業を行うため、2.	30106	1～
		8	5tローラーを運転し移動させていたところ、土手下に転落して2.5tロー		9
		10	ラーの下敷きになり死亡した。		
2020	1	～	橋梁の耐震補強工事において、河川内の「締め切り盛土」の天端部分（高さ約	30199	10
		16	2.5m、幅員2.5～2.9m）を、振動ローラー（車両幅1.3m）で締め		～
		17	め固める作業を行っていたところ、振動ローラーが路肩から転落した。路肩の		29
		18	下は勾配約33～34度の法面となっており、振動ローラー転落時に同ロー		
			ラーを運転していた被災者が投げ出され、その後同ローラーが被災者の体上部		
			を通過し、胸部を圧迫されたもの。		

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to：[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202207\\_01.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202207_01.html)